

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	市民文化部 市民協働課
許 認 可 等 名	徳島市南井上コミュニティセンターの施設及び附属施設の利用承諾
根 拠 法 令	徳島市地区コミュニティセンター条例
根 拠 条 項	第6条第1項
連 絡 先	南井上コミュニティ協議会 (電話 642-2773)
審 査 基 準	<p>徳島市地区コミュニティセンター条例 (利用の承諾) 第6条 センターの施設及び附属設備(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承諾を受けなければならない。 2 指定管理者は、前項の承諾に当たって、センターの管理上必要な条件を付することができる。 (利用の承諾の制限) 第7条 指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、利用の承諾をしない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) センターの施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。 (3) その他公益上又は管理上適当でないとき。</p>
	参 考 事 項
	設 定 等 年 月 日
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 総日数 即 日 ~ 5 日 (休日を除く) (設定しないものについてはその理由)</p>
	設 定 等 年 月 日